電子 The Computerized Manifest System Guide Book
マニフェストシステム
ガイドブック

平成24年4月より
料金改定（値下げ）！

自然にやさしいネットワーク
JWNET
Japan Waste Network.®

発行●公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
お問合せ先：サポートセンター
TEL (03) 5275-7023　FAX (03) 5275-7112
［ホームページアドレス］http://www.jwnet.or.jp/jwnet/

未来が変わる。
日本が変える。
チャレンジ25
公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターは
チャレンジ25キャンペーンに参加しています。

平成24年

# 電子 The Computerized Manifest System Guide Book
# マニフェストシステム ガイドブック

平成24年4月より
料金改定（値下げ）！

JWNET

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

平成24年4月より料金を改定
値下げにより導入しやすくなりました。

産業廃棄物の不法投棄問題は、産業廃棄物の処理そのものに対する国民の不信を招く大きな原因となっています。
不法投棄対策としては、不法投棄を未然に防止する施策と、起きてしまった不法投棄を原状回復する施策と大きく2つに分けられます。
産業廃棄物管理票制度（以下「マニフェスト制度」という）は、その未然防止のための施策の1つです。

排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する場合、電子情報を活用する「電子マニフェスト」または産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を使用することが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）で義務付けられています。

電子マニフェストは、排出事業者、処理業者の情報管理の合理化につながることに加え、偽造がしにくく、都道府県等の廃棄物処理の監視業務の合理化や不適正処理の原因者究明の迅速化に役立つなどのメリットがあります。

平成22年の廃棄物処理法の改正では、優良産廃処理業者認定制度に、「電子マニフェストに係る基準と適合することを証する書類」の提出を取り入れるなど、国においても電子マニフェストの普及拡大のための取組が行われています。

電子マニフェストの仕組み、特徴、普及の現状について、より多くの事業者の方々に知っていただき、電子マニフェストを活用していただく際の一助となれば幸いです。

# 目　次


用語の解説…… 2

## マニフェスト制度
マニフェスト制度の目的…… 4
排出事業者責任…… 6
マニフェストの利用対象…… 8
電子マニフェストの利用状況…… 9
マニフェスト交付等状況報告書とは……10
マニフェストに関する措置命令と罰則……12

## 電子マニフェストの仕組みと利用
電子マニフェスト制度とは……14
電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較……15
電子マニフェストのメリット……16
電子マニフェストのアクセス方法……18
電子マニフェストの操作画面……20

## 電子マニフェストの運用事例
電子マニフェスト運用の流れ……24
電子マニフェスト運用のポイント……26
事例1：住宅建設工事の廃棄物を支店で一括登録・管理……30
事例2：CSVデータを活用して社内システムで廃棄物情報の一元管理…32
事例3：建設会社（ゼネコン）における電子マニフェストの運用……34
事例4：医療機関等における電子マニフェストの運用……36

## マニフェスト情報の活用
マニフェスト情報を社内業務や帳簿作成等に活用……38
公共工事等の廃棄物処理実績確認として活用……39

### 資料編
操作方法習得ツール……40
加入者情報検索……41
電子マニフェスト加入手続き等……42
Q＆A……44
電子マニフェスト関連条文等……46

# 用語の解説

| | |
|---|---|
| **廃棄物** | 人間の活動に伴って生じたもので、汚物又は自分で利用したり他人に売却できないために不要になったすべての固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）をいう。ただし、土砂及びもっぱら土地造成目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するものは固形状・液状であっても廃棄物から除外されている。（参照：法第2条第1項） |
| **産業廃棄物** | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物をいう。例えば、製品として完成するまでの製造工程から排出される廃プラスチック類や金属くずなどが該当する。（参照:法第2条第4項、政令第2条） |
| **一般廃棄物** | 産業廃棄物以外の廃棄物をいう。（参照:法第2条第2項） |
| **排出事業者** | 廃棄物を排出する者であり、建設工事等においては、原則として発注者から直接工事を請け負う者（元請業者）が該当する。 |
| **処理業者** | 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可を取得している業者をいう。 |
| **処理** | 分別、保管、収集、運搬、再生、処分等をいう。 |
| **処分** | 中間処理と最終処分をいう。「中間処理」とは、減量・減容化、安定化・無害化等を目的として行う処理をいう。「最終処分」とは、埋立処分又は海洋投入処分をいう。 |
| **再生** | 廃棄物から原材料等の有用物を得ること、または処理して有用物にすることをいい、「再生利用」とは、これにより得られた有用物を有効に活用することをいう。 |
| **紙マニフェスト** | 法第12条の3に規定する産業廃棄物管理票。産業廃棄物の排出、収集運搬、処分の各段階で排出事業者、収集運搬業者、処分業者（中間処理業者又は最終処分業者）が産業廃棄物の受け渡しを確認するための複写式伝票をいう。 |
| **電子マニフェスト** | 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）に代えて、情報処理センターと排出事業者、収集運搬業者、処分業者が通信ネットワークを使用して、排出事業者が委託した産業廃棄物の流れを管理する仕組み。（法第12条の5に規定する制度） |
| **情報処理センター** | 環境大臣が全国で1つ指定する電子マニフェストの運営主体。その情報処理センターに公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが指定されている。（参照：法第13条の2） |
| **行政報告** | 都道府県・政令市への産業廃棄物管理票交付等状況報告（法第12条の3第7項）、多量排出事業者処理計画実施状況報告（法第12条第10項）や都道府県条例等に基づく産業廃棄物処理業者の処理実績報告等 |
| **ASP**<br>（Application Service Provider） | 業務用ソフトをインターネット等を通じて顧客にレンタルする事業者のこと。利用者はパソコンからインターネット経由でASPの保有するサーバにアクセスして、インストールされた業務ソフトを利用する。これらの中には、電子マニフェストとICタグやGPS等を組み合わせた透明性の高い廃棄物管理システムをサービスとして提供している事業者もある。 |
| **CSV**<br>（Comma Separated Values） | データをカンマで区切って並べたファイル形式（別名：カンマ区切り）。主に表計算ソフトやデータベースソフトがデータを保存するときに使う形式で、異なる種類のシステム間のデータ交換に活用されるケースが多い。 |
| **EDI**<br>（Electronic Data Interchange） | 電子データ交換。企業がコンピュータ入力した情報を、取引先企業のコンピュータに人手を介さないで電子的にデータ交換すること。情報処理センターでは、EDI接続する通信手順等の仕様を公開している。この仕様に基づくシステムの構築・調達（自社開発あるいはASPの活用等）により、情報処理センターとアクセス可能。ASPを活用する場合は、EDIによるアクセス方法となる。 |

**法**　：廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）
**施行令**　：廃棄物処理法施行令（政令）
**施行規制**：廃棄物処理法施行規則（省令）

# マニフェスト制度の目的

## 産業廃棄物の行き先を管理し、不法投棄を未然防止
## 紙マニフェストと電子マニフェストから選択

マニフェスト制度とは、排出事業者が自身が排出した産業廃棄物が委託内容どおり適正に処理されたことを把握・管理することにより、産業廃棄物を委託処理する排出事業者の責任を確保するとともに、不法投棄を未然に防止することを目的にした制度です。

排出事業者は自らの責任で産業廃棄物を適正処理しなければなりません。

その処理を他人に委託する場合は、マニフェスト（電子マニフェストか紙マニフェストのどちらかを選択）を利用して、委託した廃棄物が最終処分まで適正に処理されたかどうか確認する義務があります。

排出事業者は、収集運搬業者や処分業者から所定の期間内※に処理終了の報告がない場合は、処理状況を把握し、適切な措置を講ずるとともに、その旨を都道府県・政令市に報告しなければなりません。

※処理終了報告の確認期限
- 運搬終了・処分終了の確認期限をチェック（90日、特管60日以内）
- 最終処分終了報告の確認期限のチェック（180日以内）

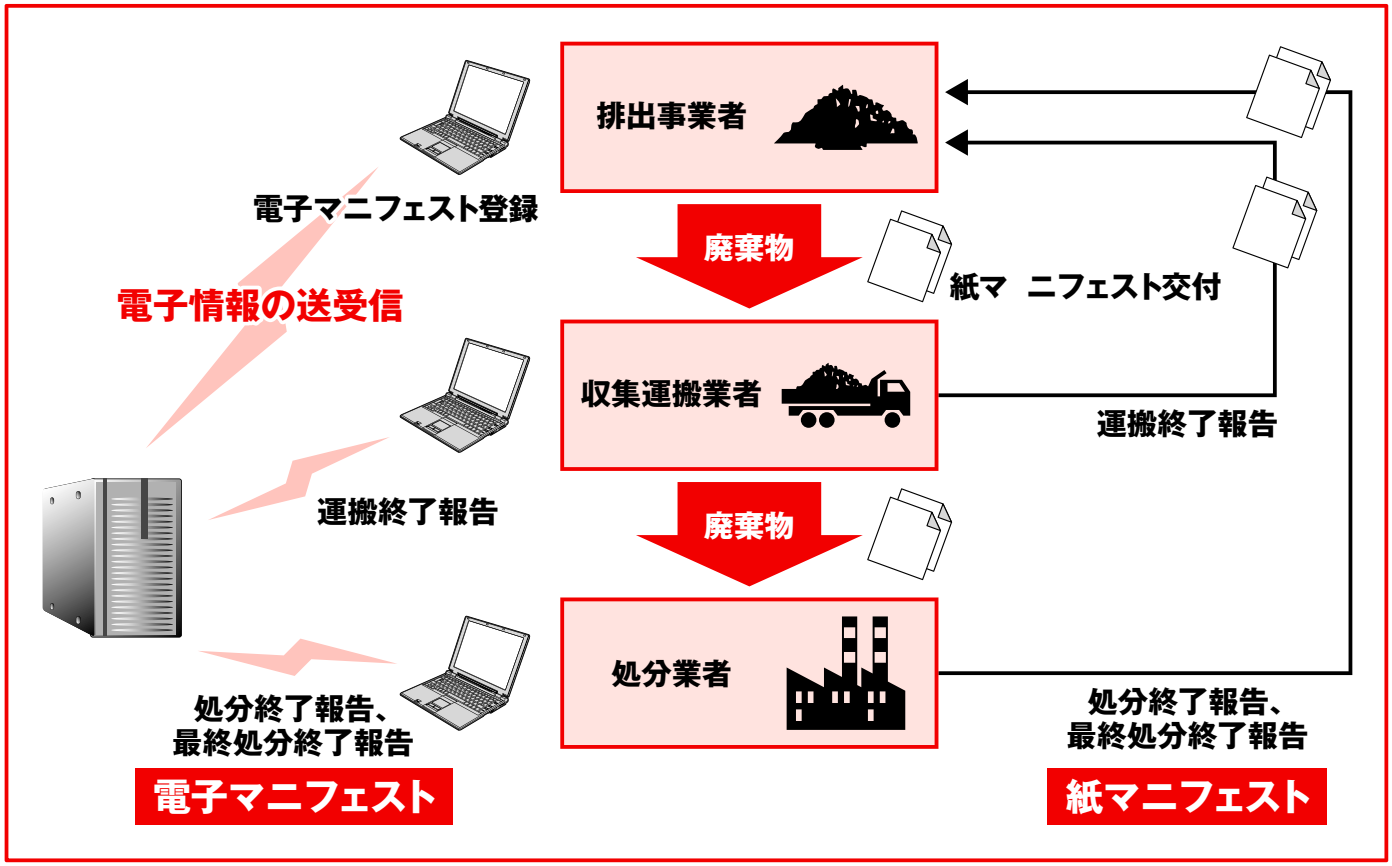


●マニフェスト制度の経緯

| 年月 | 経緯 |
|---|---|
| 平成　5年　4月 | 特別管理産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化 |
| 平成10年12月 | すべての産業廃棄物にマニフェストの使用を義務化、電子マニフェストの制度化 |
| 平成13年　4月 | マニフェストによる最終処分終了報告の確認を義務付け |
| 平成17年10月 | マニフェストに関する罰則の強化（50万円以下の罰金→6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金） |
| 平成22年　4月 | 紙マニフェストの保存義務の拡大（排出事業者の控え（A票）にも5年間の保存義務） |

# 排出事業者責任

## マニフェストと委託契約は別個の制度
## 委託契約書どおりの適正処理を確認するのがマニフェスト

**●委託契約とマニフェスト制度の関係**

委託契約とマニフェストはそれぞれ趣旨が異なる制度です。委託基準に基づき排出事業者は他人に産業廃棄物の処理を委託する際には、まず委託契約書を作成し、委託先の処理業者と契約を締結しなければなりません。

これに対して、マニフェスト制度はこの委託契約書どおりに産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するために、マニフェストを交付し、処理の流れを確認するものです。（50ページ参照）

**廃棄物処理法上の排出事業者責任の概要**

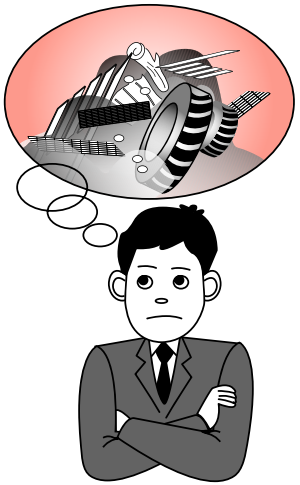

### 処理責任

排出事業者は、事業活動で発生した産業廃棄物を自ら処理しなければなりません。

### 委託基準の遵守

排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、政令で定める委託基準（書面による委託契約の締結、許可業者への委託など）に従わなければなりません。

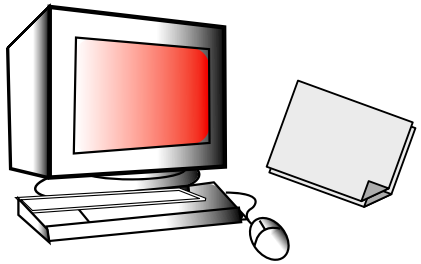

### 管理票交付義務

排出事業者は、産業廃棄物の処理を処理業者に委託する場合、電子マニフェストの登録または紙マニフェストの交付をしなければなりません。（4ページ「マニフェスト制度の目的」を参照）

### 委託した場合の最終処分までの注意義務

産業廃棄物の処理を他人に委託した排出事業者は、発生から最終処分が終了するまでの一連の行程の処理が適正に行われるために必要な措置（適正な処理料金の負担など）を講ずるように努めなければなりません。

### 委託した処理が不適正に行われた場合の措置命令

産業廃棄物処理基準に適合しない産業廃棄物の処分が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、または生ずるおそれがあると認められるときは、下記の違反した排出事業者は支障除去等（廃棄物の撤去など）の措置命令の対象となります。

- 委託基準に違反
- マニフェストに係る義務に違反
- その他処理に関して適正な対価を負担していないなどの注意義務に違反等

# マニフェストの利用対象

## マニフェストは産業廃棄物の処理を他人に委託する場合に適用
## 一般廃棄物や自己処理する場合は適用外

排出事業者は産業廃棄物の処理を処理業者等、他人に委託する際には、マニフェスト制度の適用を受け、マニフェストを交付（電子マニフェストの場合は「登録」、以下同じ）しなければなりません。なお、自社の子会社に委託する場合や、代表者が同じである別の会社に委託する場合でも、他人に委託することとなり、マニフェストの交付が必要です。

### ●マニフェストの交付を要しない場合（施行規制　第8条の19）

排出事業者が自ら処理する場合、一般廃棄物の処理を委託する場合及び次のケースに該当する場合は、例外的にマニフェストの交付は不要です。

①市町村又は都道府県に産業廃棄物の処理を委託する場合

②廃油処理事業を行う港湾管理者または漁港管理者に廃油の処理を委託する場合

③古紙や鉄くずなど専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（専ら物）の処理を行う業者に専ら物の処理を委託する場合

④再生利用認定制度や広域認定制度により環境大臣の認定を受けた者に、その認定品目にある産業廃棄物の処理を委託する場合

⑤再生利用に係る都道府県知事の指定を受けた者に、その指定品目にある産業廃棄物の処理を委託する場合

⑥運搬用パイプラインや、これに直結する処理施設を用いて産業廃棄物の処理を行う者に処理を委託する場合

⑦産業廃棄物を輸出するため運搬を行う者に、わが国から相手国までの運搬を委託する場合

⑧海洋汚染防止法の規定により許可を受けて廃油処理事業を行う者に、外国船舶から発生した廃油の処理を委託する場合



# 電子マニフェストの利用状況

## 電子マニフェスト利用数はどのくらい？
## そのうち電子マニフェストの利用はどのくらい？

電子マニフェストの登録件数は増加傾向を示し、平成23年度で約1,290万件となり、総マニフェストに対する電子化率（電子マニフェストの利用率）は25%となっております。

### ●電子マニフェスト登録件数、電子化率の推移

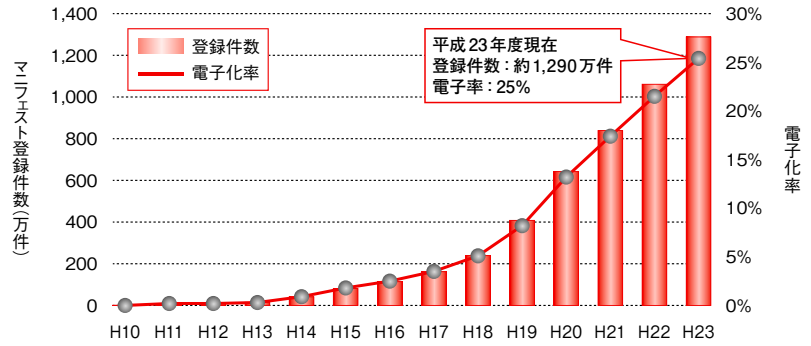


### ●電子マニフェスト加入者数の推移

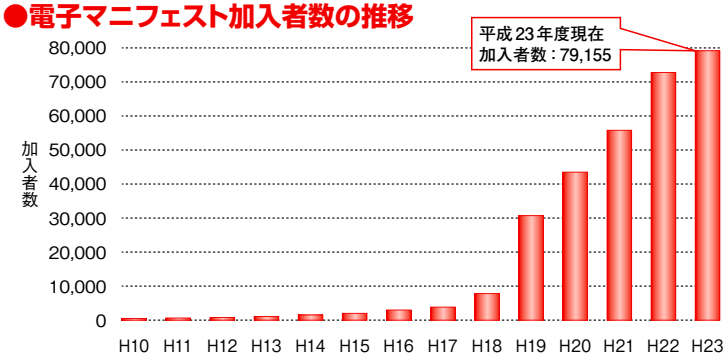

# マニフェスト交付等状況報告書とは

## どのような制度なの？報告書は誰がどこに提出するの？

平成20年度から、産業廃棄物管理票（以下、マニフェスト）を交付した排出事業者（中間処理業者を含む）は廃棄物処理法第12条の3第7項に基づき、事業場ごとに前年度1年間のマニフェスト交付等の状況（産業廃棄物の種類および排出量、マニフェストの交付枚数等）について、都道府県知事等への報告が義務付けられています。

### ●報告の概要

●報告頻度　年1回
●対象期間　前年度の4月1日～3月31日までの期間
●提出期限　毎年6月30日まで
(例) 平成22年4月1日～平成23年3月31日までに交付したマニフェストについて、平成23年6月30日までに報告します。
●報告対象者　マニフェストを交付した者（電子マニフェスト交付分を除く）
●報告内容　①排出事業者の名称・住所・電話番号
②排出事業場で行われる事業の業種
③マニフェストを交付した産業廃棄物の種類・排出量（t）・交付枚数
④運搬受託者（収集運搬業者）の許可番号・氏名又は名称
⑤運搬先の住所
⑥処分受託者（中間または最終処分業者）の許可番号・氏名又は名称
⑦処分場所の住所

様式第三号　（第八条の二十七関係）

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成　年度）

平成　年　月　日

都道府県知事　殿
（市長）

報告者
住　所
氏　名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、　年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

| 事業場の名称 | | 業種 | |
|---|---|---|---|
| 事業場の所在地 | 電話番号 | | |

| 番号 | 産業廃棄物の種類 | 排出量（t） | 管理票の交付枚数 | 運搬受託者の許可番号 | 運搬受託者の氏名又は名称 | 運搬先の住所 | 処分受託者の許可番号 | 処分受託者の氏名又は名称 | 処分場所の住所 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | |

備考
1　この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
2　同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
3　産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
4　業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
5　運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
6　処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
7　区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

（日本工業規格　A列4番）

### ●電子マニフェストを利用している場合は報告不要

電子マニフェスト登録分については、廃棄物処理法第12条の5第8項に基づき、日本産業廃棄物処理振興センター（電子マニフェストの運用組織）が都道府県知事等に報告を行いますので、排出事業者が自ら報告する必要はありません。

情報処理センターでは、電子マニフェストシステムに登録された、1年間のマニフェストデータを電子媒体に保存して、都道府県知事等に報告します。

なお、電子マニフェストと紙マニフェストの両方を使用した場合には、紙マニフェスト使用分のみ排出事業者が都道府県知事等に報告することが必要です。

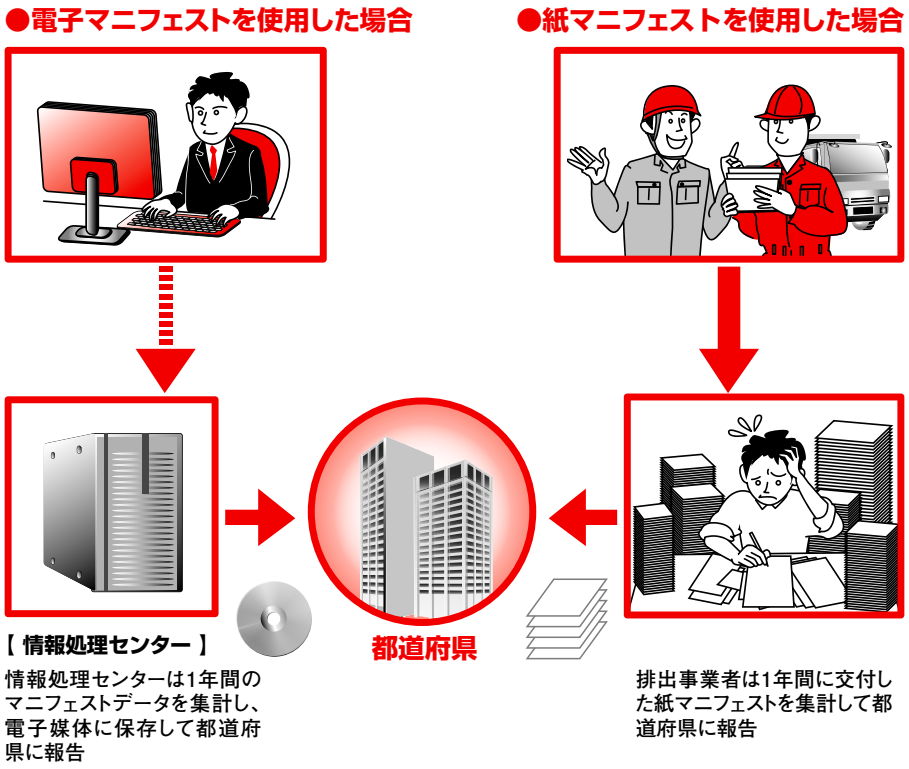

# マニフェストに関する措置命令と罰則

## マニフェストの未記載（記載漏れ）や写しを保存しないと罰則の対象
## 措置命令に従わない場合も罰則の対象

マニフェストの不交付、虚偽記載、報告義務違反および保存義務違反など、マニフェストに係る義務を実施しない排出事業者および処理業者は、刑事処分（6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金）に処せられます。

さらに、不適正処理が行われた場合、都道府県から措置命令（法第19条の5第1項：不法投棄された廃棄物の除去等を講じる命令）を受けることがあります。措置命令に従わない場合、刑事処分（5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金またはこの併科（法第25条第5号））に処せられます。

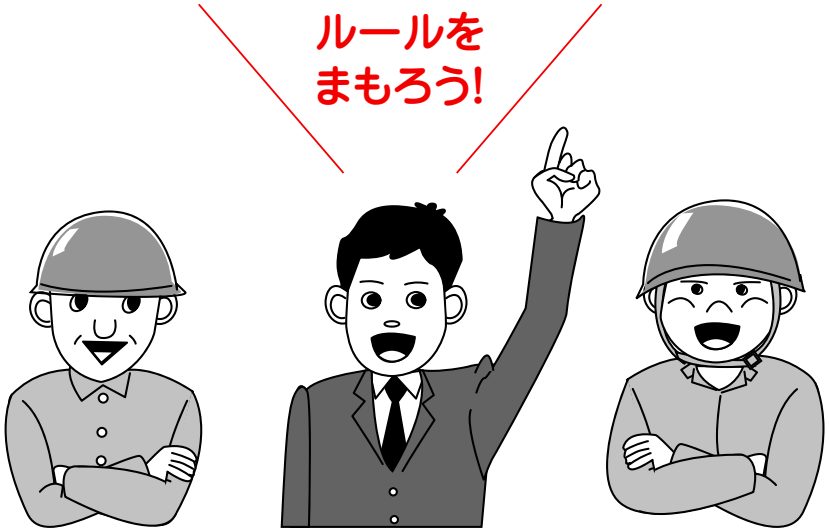


**マニフェストに関連して、以下のような違反があった場合、措置命令（法第19条の5）や罰則の対象になります**

| | | |
|---|---|---|
| 産業廃棄物管理票を交付せず、または規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして交付した場合 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第3号） |
| 管理票交付者に管理票の写しを送付せず、または規定事項を記載せず若しくは虚偽の記載をした運搬受託者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第4号） |
| 処分受託者に管理票を回付しなかった運搬受託者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第5号） |
| 管理票の写しを管理票交付者に送付せず、若しくは規定する事項を記載せず若しくは虚偽の記載をして送付した処分受託者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第6号） |
| 管理票又はその写しを保存しなかった管理票交付者、運搬受託者、処分受託者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第7号） |
| 受託していないものについて、虚偽の記載をして管理票を交付した産業廃棄物収集運搬業者若しくは特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者若しくは特別管理産業廃棄物処分業者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第8号） |
| 管理票の交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物の引渡しを受けた運搬受託者または処分受託者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第9号） |
| 受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、虚偽の記載をして管理票を送付又は報告した運搬受託者又は処分受託者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第10号） |
| 情報処理センターに虚偽の登録をした電子情報処理組織使用事業者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第11号） |
| 情報処理センターに報告せず、若しくは虚偽の報告をした運搬受託者・処分受託者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第12号） |
| 管理票制度違反に係る勧告に従わない者に対して行う勧告に係る措置の命令に従わない者 | ⇒ | 措置命令・懲役又は罰金（法第29条第13号） |
| マニフェスト確認義務（一定期間内に運搬又は処分が終了したことを確認する義務）に違反した排出事業者 | ⇒ | 措置命令 |

# 電子マニフェスト制度とは

## インターネットでマニフェスト情報をやり取り 事務処理の効率化・データの透明性などのメリット大

電子マニフェスト制度は、マニフェスト情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の３者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。情報処理センターは、廃棄物処理法第13条の2の規定に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが全国で１つの「情報処理センター」として指定され、電子マニフェストシステムの運営を行っています。

電子マニフェストを利用する場合、排出事業者と委託先の収集運搬業者、処分業者の３者が加入する必要があります。

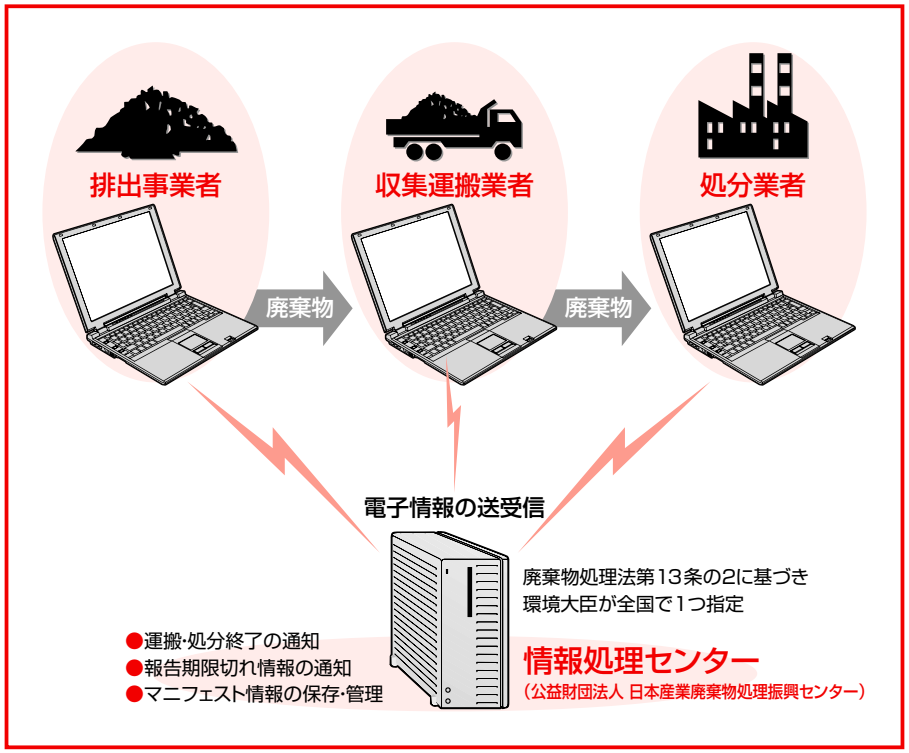




# 電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

## 電子マニフェストと紙マニフェストの運用の違い 電子マニフェスト導入による労務削減効果

### ●電子マニフェストと紙マニフェストの運用比較

| | 項目 | 電子マニフェスト | 紙マニフェスト |
|---|---|---|---|
| 排出事業者 | マニフェストの交付・登録 | 廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にマニフェスト情報を情報処理センターに登録<br>※3日以内とは、廃棄物を引渡した日を含まない（以下同様） | 廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを交付 |
| 排出事業者 | 処理終了確認 | 情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認 | ①運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認<br>②処分終了報告：D票とA票を照合して確認<br>③最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認 |
| 排出事業者 | マニフェストの保存 | マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能） | ①交付したマニフェストA票を5年間保存<br>②収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存 |
| 排出事業者 | 産業廃棄物管理票交付等状況報告 | 情報処理センターが都道府県・政令市に報告するため、報告が不要 | 都道府県・政令市に自ら報告 |
| 収集運搬業者 | 運搬終了報告 | 運搬終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告 | 運搬終了日から10日以内に、必要事項を記載したB2票を排出事業者に送付 |
| 収集運搬業者 | マニフェストの保存 | マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能） | 処分業者より送付されたC2票を5年間保存 |
| 処分業者 | 処分終了報告 | 処分終了日から3日以内に、必要事項を入力して情報処理センターに報告 | 処分終了日から10日以内に、必要事項を記載したC2票を収集運搬業者、D票・E票を排出事業者に送付 |
| 処分業者 | マニフェストの保存 | マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能） | C1票を5年間保存 |

# 電子マニフェスト導入のメリット

「電子マニフェスト」の導入により、「事務処理の効率化」を図ることができるとともに、「データの透明性」が確保され、「法令の遵守」を徹底することができます。

## 事務処理の効率化

- パソコンを用いて入力しますので、操作が簡単で、手間がかかりません。
- 画面上で廃棄物の処理状況を容易に確認できます。
- マニフェスト情報をダウンロードして自由に活用できます。
- マニフェストの保存が不要です（保存スペースも不要）。
- 電子マニフェスト利用分は、情報処理センターが都道府県等に報告するため、排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要です。

## 法令の遵守

- 法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れを防止できます。
- 運搬終了、処分終了、最終処分終了報告の有無を電子メールや一覧表等で確実に確認できます。
- 終了報告の確認期限が近づくと排出事業者に注意喚起します。
- マニフェストの紛失の心配がありません。

## データの透明性

- マニフェスト情報は情報処理センターが管理・保存しています。
- セキュリティも万全です。
- 排出、収集、処分の３者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告を防止できます。



### ●電子マニフェスト導入によるＭ社（製造業）の労務費削減効果例

Ｍ社グループ全体（30社）で、3,000時間／年、約1,000万円／年の削減効果がありました。

### ●マニフェスト業務の労務工数の比較

| 紙マニフェスト運用の労務工程 | | | 電子マニフェスト運用の労務工程 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 業務 | 時間／年 | | 業務 | 時間／年 |
| 1 | 紙マニフェスト発行業務 | 2,600 | 1 | 電子マニフェスト発行業務 | 250 |
| 2 | 紙マニフェスト管理業務 | 500 | 2 | 電子マニフェスト管理業務 | 150 |
| 3 | 紙マニフェスト交付等状況報告業務 | 300 | 3 | 電子マニフェスト登録等状況報告業務 | 0 |
| | 合計 | 3,400 | | 合計 | 400 |

### ●アンケート調査結果

**９割以上の方が電子マニフェストの導入により業務量が軽減したと回答しています。**

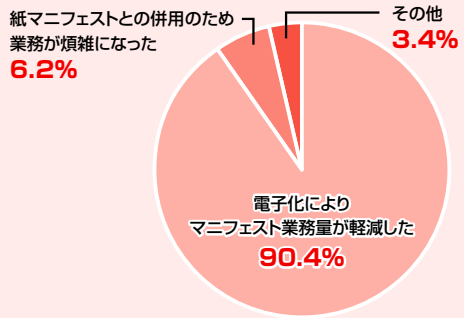


| 選択肢 | 回答数 | 割合 |
|---|---|---|
| 電子化によりマニフェスト業務量が軽減した | 367 | 90.4% |
| 紙マニフェストとの併用のため業務が煩雑になった | 25 | 6.2% |
| その他 | 14 | 3.4% |
| 合計 | 406 | 100.0% |

出典：電子マニフェストを使用している排出事業者1,000ヶ所を対象に、平成24年3月に日本産業廃棄物処理振興センターが実施した「電子マニフェストの使用状況に関するアンケート調査結果」（回答率43%）より

# 電子マニフェストのアクセス方法

## Web方式、EDI方式が利用可能

### ■Web方式

利用時間：午前4時～翌日午前1時
●複数のパソコンからアクセス可能
●簡単な操作で登録・報告が可能

**●携帯電話での利用可能**

（Web方式と併用する必要があります）
●携帯電話のWeb機能を使って、データ登録・照会等が可能

**Web方式の特徴**

●ソフトのインストールが不要になり、JWNETサーバに入力した基本情報を共有して利用できます。
●サブ番号を付加することにより、1加入者で、最大100件まで同時にログインできます。

### ■加入者の社内システムをEDIで利用（EDI形式）

利用時間：午前4時～翌日午前0時
●加入者が利用しやすいシステムの構築が可能
●ASP事業者の提供するシステムを利用可能（ASP事業者と別途契約する必要があります）

※EDI形式をご利用の場合は、「EDI接続仕様書」に基づいたシステムの準備が必要。詳細は、JWNETホームページの「EDI方式のご案内」をご覧ください。

EDIとは…異なる組織間で、取引のためのメッセージを、通信回線を介して標準的な規約を用いて、コンピュータ間で交換すること。

## ●Web方式利用推奨環境

| OS※1（いずれも日本語版） | Windows | Mac |
|---|---|---|
| | Windows XP SP3以降、Vista、7 | Mac OSX 10.6.2 |
| ブラウザ | Internet Explorer 8<br>Internet Explorer 9 | Safari 4.0.4<br>（6531.21.10） |
| メールソフト | 通知情報のメール受信、加入者サブ番号の仮パスワード受信等のために必要 | |
| PDFファイル表示ソフト※2 | マニフェスト情報の単票（受渡確認票）や一覧表を印刷するために必要 | |
| プリンタ | | |

JWNETを利用するパソコンは、上記の条件を満たすものをご準備ください。
※1　Windows XP SP2以前のOS（98SE、ME、NT4.0、XP SP2）については、Microsoft社によるサポートが終了しているため、動作の保証はいたしておりません。
※2　PDFファイル表示ソフトとして、アドビシステムズ㈱のホームページでAdobe Acrobat Readerが無償で提供されています。

## ●Web方式と携帯の機能比較

| 加入区分 | システムの機能 | | Web | | 携帯 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 排出事業者 | 登録 | 新規登録 | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | | 予約情報を検索して登録 | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | | 予約番号を指定（入力）して登録 | ○ | 100件 | — | — |
| | 予約登録 | | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | 修正・取消 | | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | 照会 | | ○ | 5,000件 | ○ | 10件 |
| 収集運搬業者 | 報告 | マニフェスト情報を検索して報告 | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | | マニフェスト番号を指定（入力）して報告 | ○ | 100件 | — | — |
| | 報告の修正・取消 | | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | 予約情報の修正 | | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | 照会 | | ○ | 5,000件 | ○ | 10件 |
| 処分業者（報告機能） | 報告 | マニフェスト情報を検索して報告 | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | | マニフェスト番号を指定（入力）して報告 | ○ | 100件 | — | — |
| | 報告の修正・取消 | | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | 最終処分終了報告 | | ○ | 100件 | — | — |
| | 最終処分終了報告の取消 | | ○ | 100件 | — | — |
| | 予約情報の修正 | | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | 照会 | | ○ | 5,000件 | ○ | 10件 |
| 処分業者（登録機能） | 新規登録 | | ○ | 100件 | — | — |
| | 予約登録 | | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | 修正・取消 | | ○ | 100件 | ○ | 1件 |
| | 照会 | | ○ | 5,000件 | ○ | 10件 |

注）表中数値は1通信時の登録・報告及び照会・検索時の最大処理件数
○：利用できる機能、—：機能なし

## ●Web方式のユーザのログイン数

1つの加入者番号でログインできるユーザは、1人のみです。
複数でログインしたい場合には、事前に加入者番号に2桁の「加入者サブ番号」を追加登録して利用できます。
「加入者サブ番号」は最大99件まで登録でき、管理（サブ番号の登録、削除、パスワード設定）は、加入者が行います。
排出事業者の場合、本社で加入し、支店にサブ番号を付与して運用します。
本社で各支店のマニフェスト情報を把握できます。

〈同じ加入者番号で同時にログインした場合〉

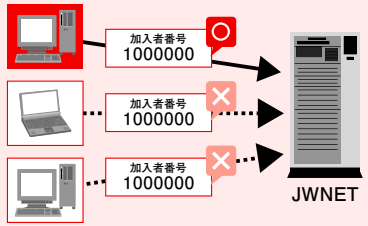


2台目以降はログイン不可

〈加入者サブ番号でログインした場合〉

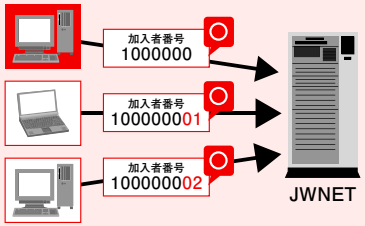


「加入者サブ番号」を使用すれば、複数のユーザーが同時にログインすることが可能

# 電子マニフェストの操作画面

## 排出事業者の操作画面

### ●新規登録

排出事業場、廃棄物の種類や数量、収集運搬業者名や処分業者名などの、必要事項を入力します。

※必須項目は項目名が赤字で表示され記入漏れがある場合はエラーメッセージでお知らせします。

※「一覧」ボタンのある項目は、一覧から選んで簡単に登録できます。

■ パターン選択

頻繁に登録するマニフェスト情報をパターンとして設定しておき、実際の登録を簡単にすることができます。

■ 連絡番号

マニフェストを管理する番号として、排出事業者が任意の番号（半角英数20桁）を入力できます。
マニフェストを照会するときの検索条件にも活用できます。

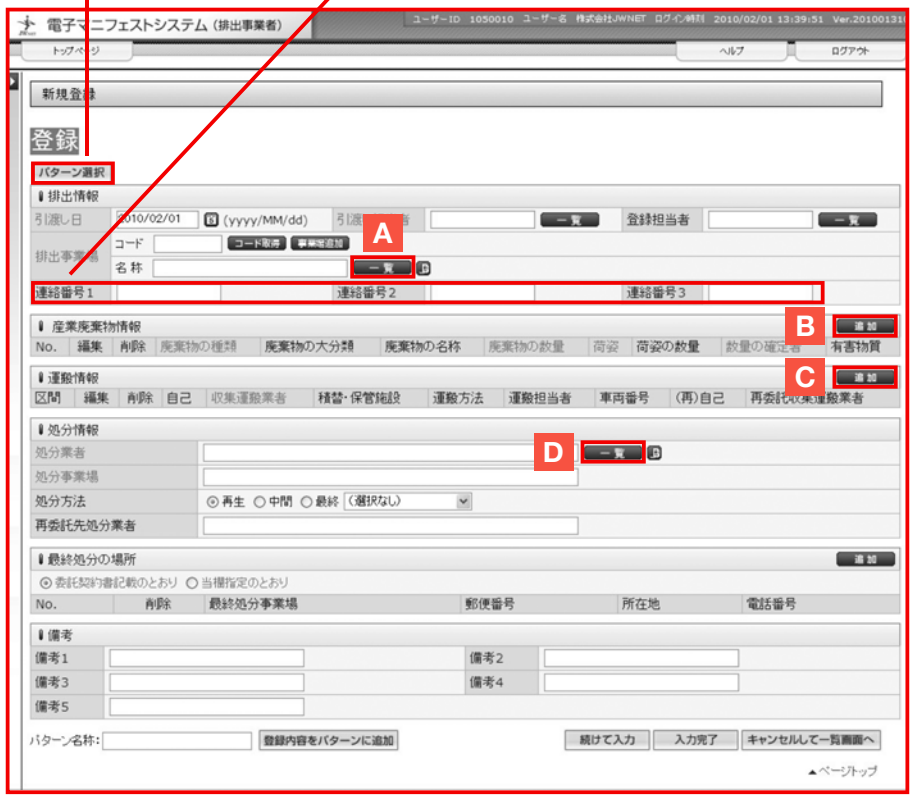


## 主な入力項目について

### A 排出事業場

複数の排出事業場を設定して「一覧」で管理できます。

### B 産業廃棄物情報

「追加」のボタンをクリックし「産業廃棄物情報入力」画面から入力します。
「産業廃棄物の種類」は「一覧」をクリックし「選択」して入力します。

#### 数量の確定者

JWNETでは、廃棄物の数量を、排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれで管理できます。各過程において登録した排出量、運搬量、受入量のうち、どの値を正式な廃棄物の数量として扱うのかを排出事業者が選択できます。

### ●産業廃棄物情報入力画面

■ 数量の確定者を選択できる

### C 運搬情報

「追加」をクリックし、収集運搬業者を一覧より選択します。
区間委託の場合、積替・保管の情報が最大5区間入力できます。

### D 処分情報

処分業者欄の「一覧」をクリックし「処分業者一覧」から処分業者を選択します。

# 運搬業者、処分業者の終了報告画面

## ●運搬終了報告入力画面

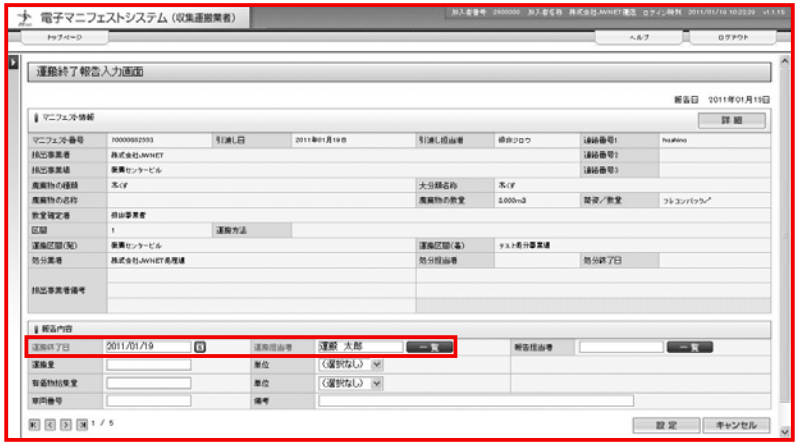


必須項目の「運搬終了日」、「運搬担当者」は項目名が赤字で表示されます。
他の項目は任意で入力して報告します。

## ●処分終了報告入力画面

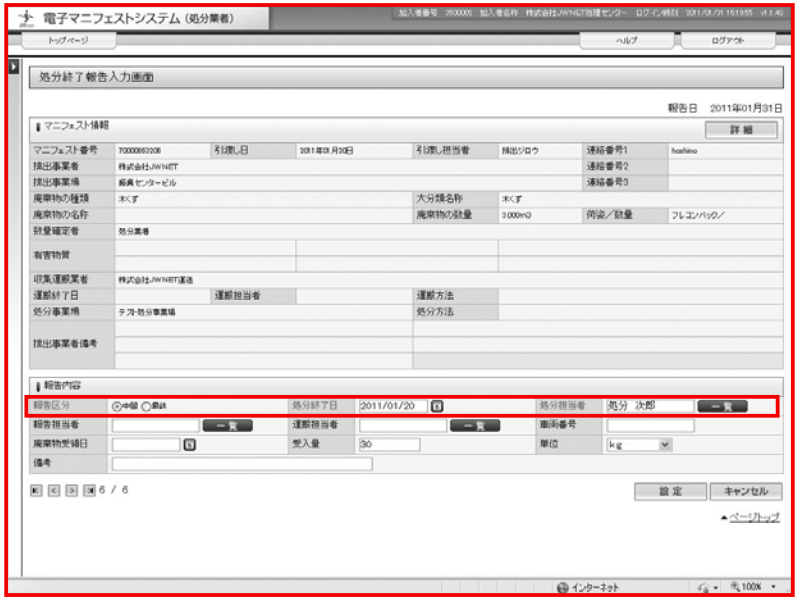


必須項目の「報告区分」、「処分終了日」、「処分担当者」は項目名が赤字で表示されます。
他の項目は任意で入力して報告します。



# マニフェスト情報の照会・印刷・保存（共通操作）

運搬終了や処分終了は、情報処理センターにアクセスすれば、簡単に確認できます。

また、「登録の状態」の欄で、処理の確認期限間近や期限切れになったマニフェストも簡単に確認できます。

過去５年間のマニフェスト情報が照会でき、「受渡確認票」「一覧表」などに印刷したり、CSV形式で保存して加工等をすることも可能です。

## ●マニフェスト情報の照会一覧

### ■ 一括選択

チェックを入れると全てのデータが選択されます。個別データの選択もできます。選択したデータを印刷・保存することができます。

### ■ 登録の状態

現時点の登録の状態を表示します。

### ■ 報告期限

報告確認期限間近や期限切れを赤字で表示します。

### ■ 運搬・処分・最終

●印表示があると、終了の報告が行われています。

# 電子マニフェスト運用の流れ

## 排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が加入して運用

電子マニフェストシステムを利用する場合、排出事業者と収集運搬業者及び処分業者の3者が、電子マニフェストに加入している必要があります。

運用方法としては1次マニフェストと2次マニフェストの区分により、1次・2次ともに電子マニフェスト運用、1次か2次のどちらかが電子マニフェスト、2次マニフェストが生じない（1次は電子）場合の4通りの方法があります。

| 運用ケース | 1次マニフェスト※1 排出事業者 | 1次マニフェスト※1 収集運搬業者 | 1次マニフェスト※1 中間処理業者 処分業者の立場 | 1次マニフェスト※1 中間処理業者 排出事業者の立場 | 2次マニフェスト※2 収集運搬業者 | 2次マニフェスト※2 最終処分業者 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| Ⅰ | 電子マニフェスト | | | | | |
| Ⅱ | 電子マニフェスト | | | | 紙マニフェスト | |
| Ⅲ | 紙マニフェスト | | | | 電子マニフェスト | |
| Ⅳ※3 | 電子マニフェスト | | | | — | |

※1　排出事業者から中間処理業者までの廃棄物情報の流れ
※2　中間処理後の残さ等の処理情報の流れ
※3　排出、収集、処分（最終処分または再生利用）で完結し、2次マニフェストが生じない場合の流れ。

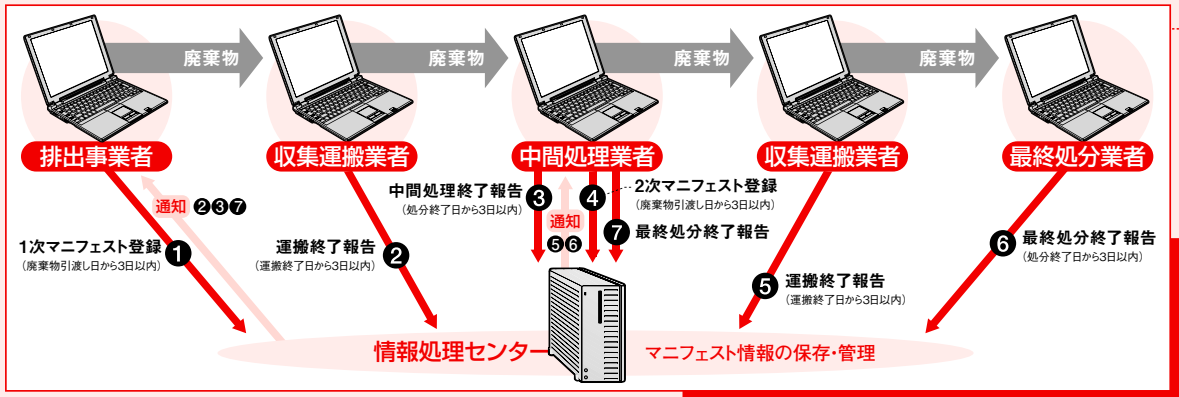


**都道府県・政令市への報告**
情報処理センターは、都道府県・政令市より電子マニフェスト情報に関する報告を求められた場合、その情報を当該都道府県・政令市に報告します。
（廃棄物処理法第18条第1項に関する報告）

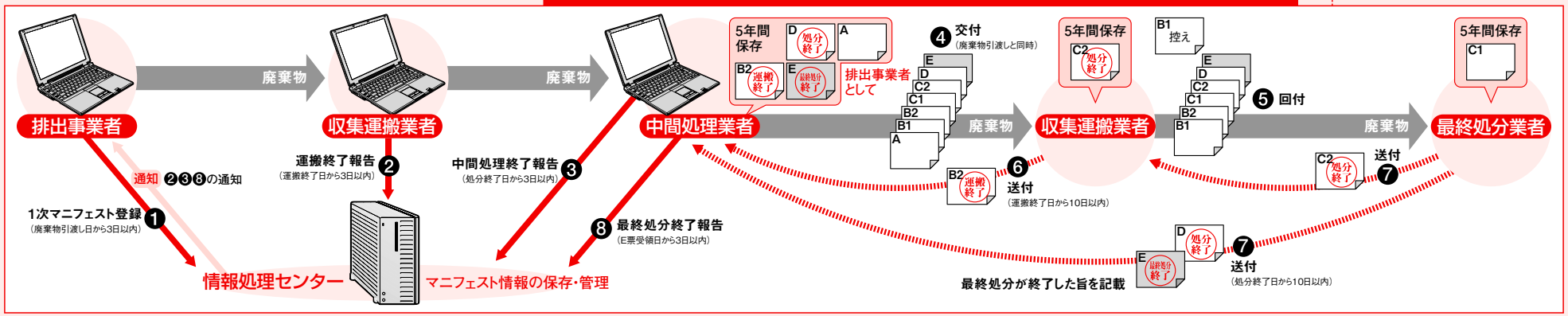

# 電子マニフェスト運用のポイント

## ポイント1 受渡確認票の活用

電子マニフェスト運用を円滑に実施するため、受渡確認票を以下のように活用しています。
①排出事業者、処理業者間における廃棄物受渡しの確認・記録
②収集運搬業者が運搬時に携帯する書面
③電子マニフェストの情報入力伝票

※受渡確認票は任意の伝票であり、法で使用を規定する伝票ではありません。

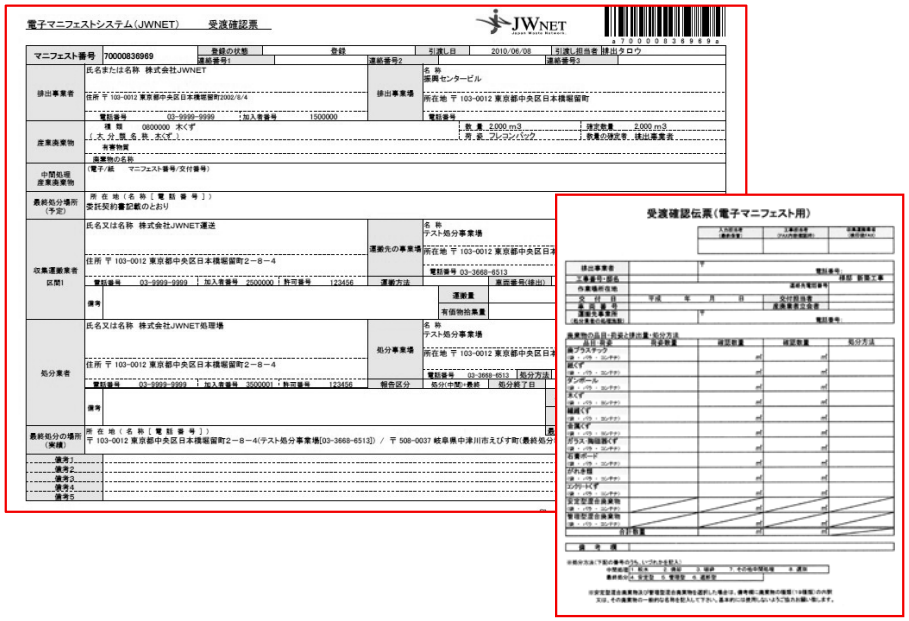


■産業廃棄物の運搬車は次のような書面の備え付け（携帯）が義務づけられています。

### 電子マニフェストを利用している収集運搬業者の場合

①許可証の写し、②電子マニフェスト加入証の写し、および③次の事項を記載した書類（電子情報でも可）の携帯が必要になります。

- ●運搬する産業廃棄物の種類及び数量
- ●その運搬を委託した者の氏名又は名称
- ●運搬する産業廃棄物を積載した日
- ●積載した事業場の名称、連絡先
- ●運搬先の事業場の名称、連絡先
- ●収集運搬業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば、様式は問いません。
- ●電子マニフェストを利用している場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。
- ●収集運搬業者が携帯する許可証の写しは必ずしも原本と同じ大きさでなくても問題ありません。



## ポイント2 排出事業者のマニフェスト登録からスタート

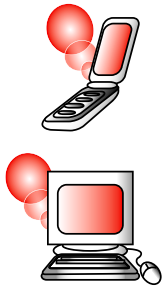

排出事業者がマニフェスト登録しないと、収集運搬業者、処分業者はそれぞれ運搬終了、処分終了報告を行うことができません。
なお、排出事業者がマニフェスト登録したことを、処理業者のパソコンに電子メールでお知らせします。

## ポイント3 「マニフェスト登録」または「予約情報を活用した登録」により情報処理センターに登録

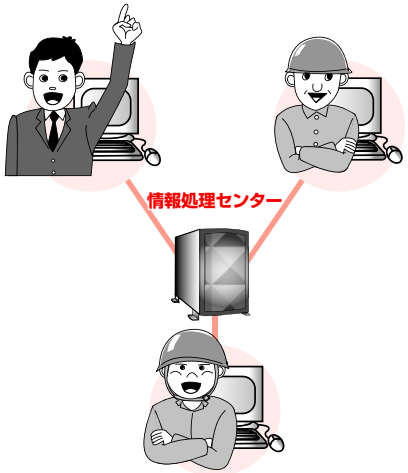


排出事業者は次のいずれかの方法によりマニフェスト登録を行います。

**①1回のアクセスにより登録する方法（マニフェスト登録）**
法で定める登録項目を1回のアクセスで情報処理センターに登録します。

**②2段階のアクセスにより登録する方法（予約情報を活用した登録）**
事前に収集運搬業者・処分業者情報等を仮登録（予約登録）し、廃棄物を引渡した後、予約情報を呼出し、排出事業場・廃棄物の種類・数量等を追加登録（マニフェスト登録）します。

## ポイント4 マニフェスト情報の共有

排出事業者が登録した内容は、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が共有し、それぞれのパソコンから照会、印刷ができます。

## ポイント5 マニフェスト情報を識別する番号

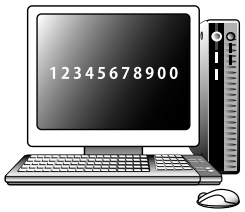


マニフェスト情報は、マニフェスト番号又は連絡番号により識別します。

**①マニフェスト番号（数字11桁）**
排出事業者がマニフェスト登録した際、情報処理センターが交付する番号

**②連絡番号（半角英数字20桁）**
排出事業者がマニフェスト登録時に、任意に付与する番号

## ●連絡番号を活用した運用事例

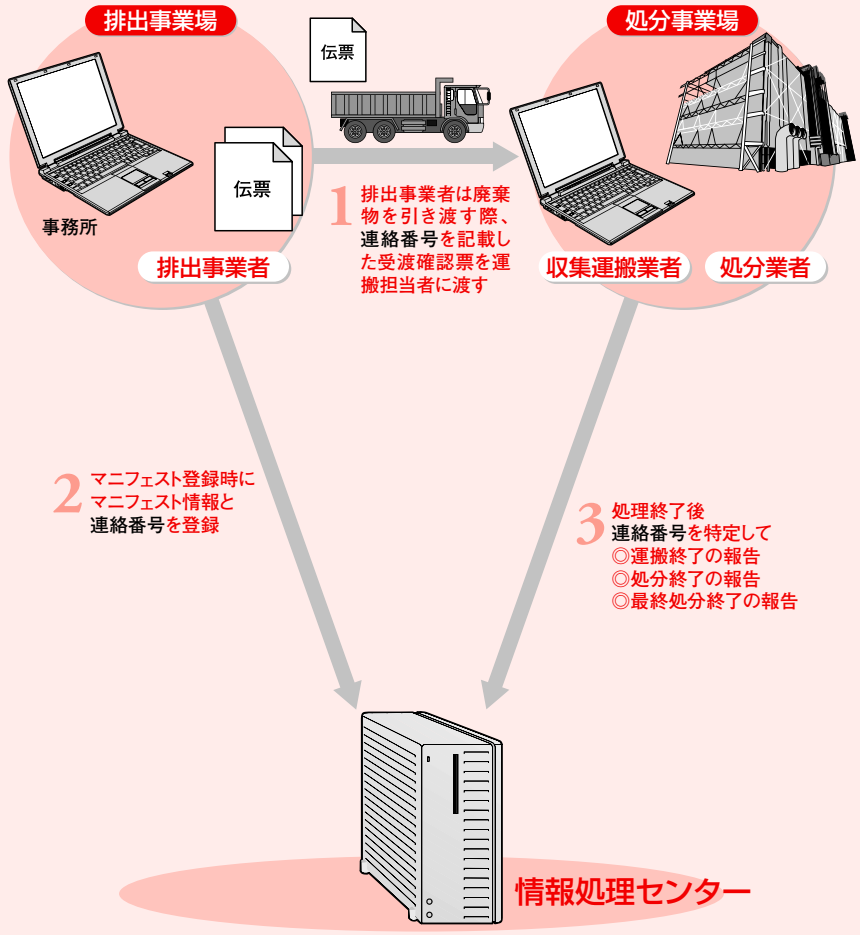


1 排出事業者は廃棄物を引き渡す際、連絡番号とマニフェスト情報を記載した伝票（受渡確認票）を運搬担当者に渡す。
2 排出事業者は伝票を基に、マニフェスト登録を行う。その際、連絡番号欄に連絡番号を入力する。
3 収集運搬業者、処分業者は連絡番号により、マニフェスト情報を特定して、それぞれ運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告を行う。

## ●予約登録を活用した運用事例

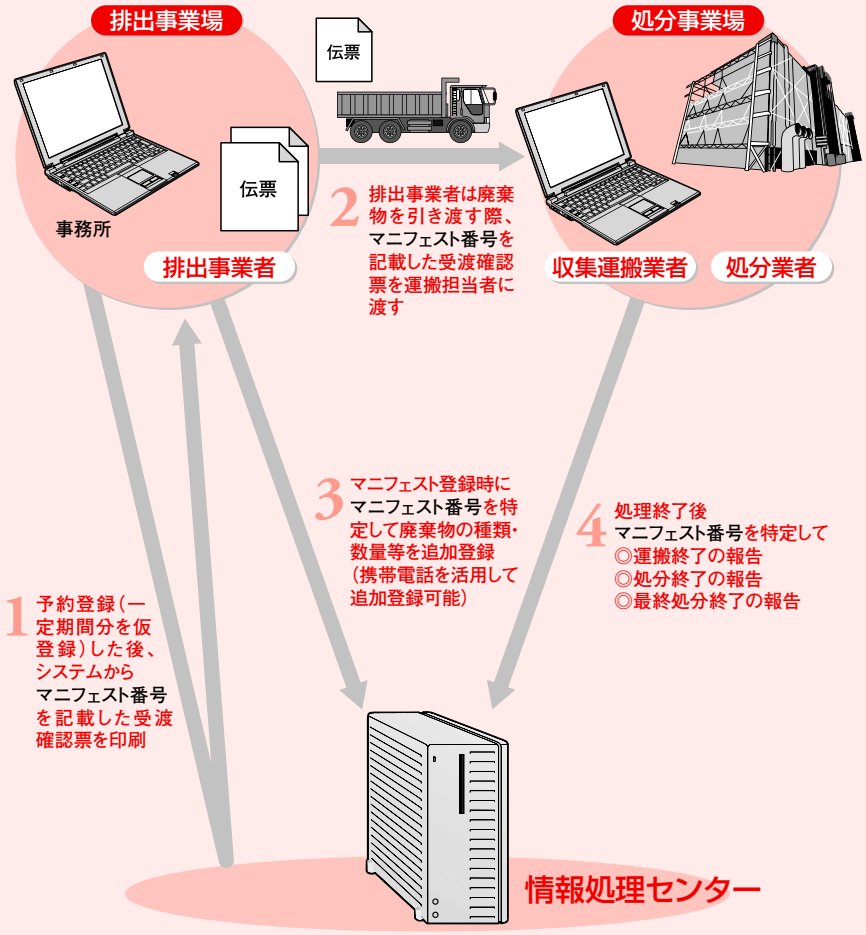


1 排出事業者は一定期間分の必要マニフェスト件数を事前に予約登録（仮登録）し、マニフェスト番号とマニフェスト情報の記載された伝票を印刷する。
2 排出事業者は廃棄物を引き渡す際、種類や数量等を確認した後、その内容を記載した伝票を運搬担当者に渡す。
3 排出事業者は伝票に記載されたマニフェスト番号の予約情報を呼び出し、種類・数量等を追加入力して、マニフェスト登録を行う。
4 収集運搬業者、処分業者はマニフェスト番号等でマニフェスト情報を特定して、それぞれ運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告を行う。

# 事例1 住宅建設工事の廃棄物を支店で一括登録・管理

## FAXを活用してマニフェスト情報を一括登録・管理

大手ハウスメーカーの支店では、年間約450棟の住宅を建設。1棟当たり約50件のマニフェストが必要になり、合計すると年間2万件以上になります。その建設工事現場から排出される建設廃棄物のマニフェスト情報を、処理業者から送信されるFAXを活用して、ハウスメーカーの支店から一括登録することにより各建設工事現場のマニフェストを効率的に管理しています。さらに、本社では各支店のマニフェスト情報を社内の基幹システムにより一元的に管理しています。

処理業者からハウスメーカー支店にFAX（受渡確認用の伝票）

FAXをもとにハウスメーカー支店から一括登録

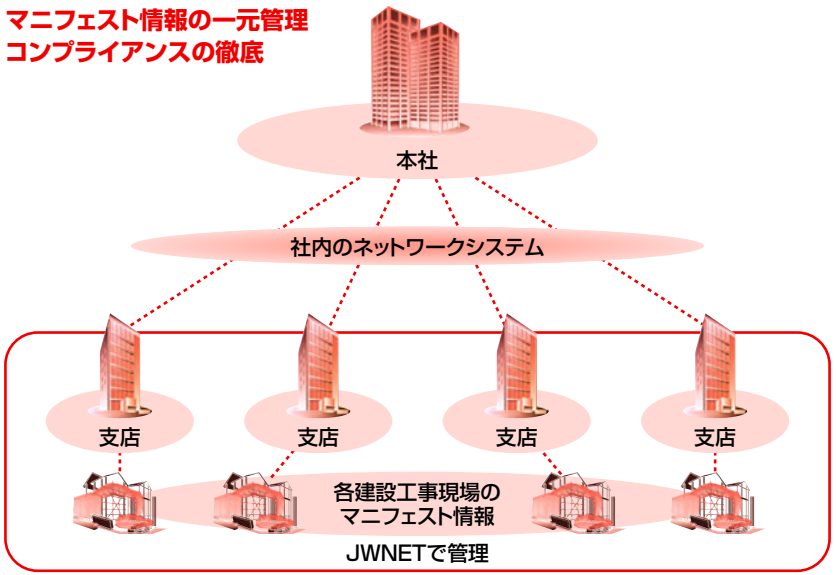


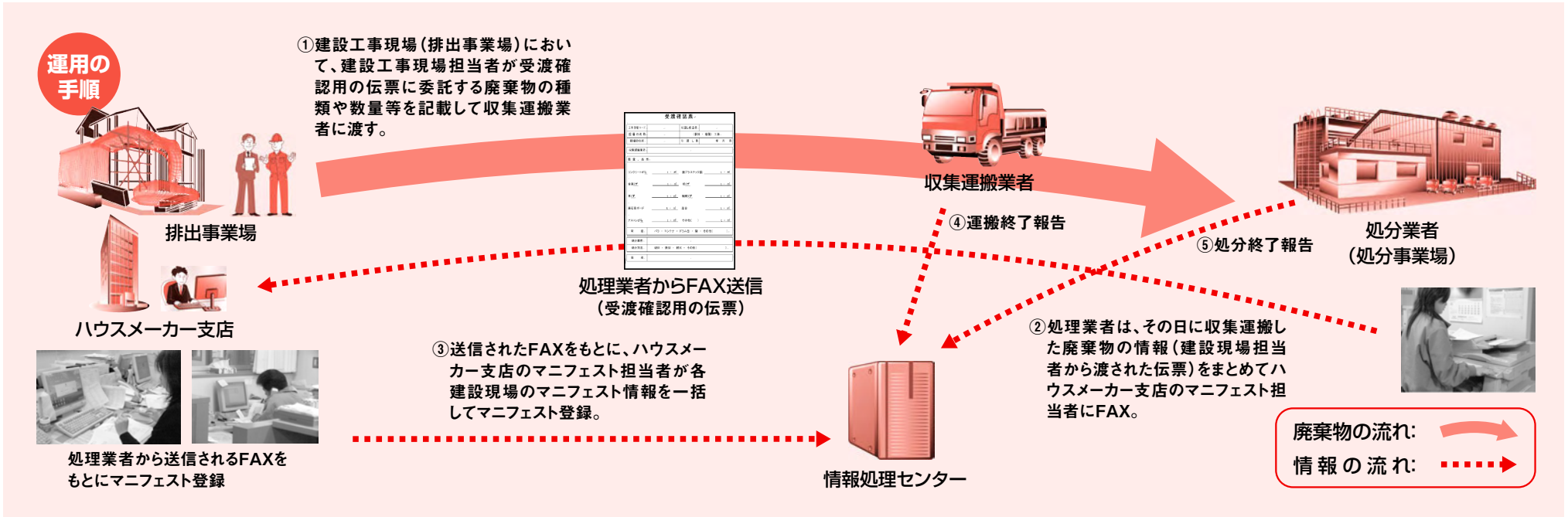

# 事例2 CSVデータを活用して社内システムで廃棄物情報の一元管理

## リース会社の資産管理システムと電子マニフェストとの連携

リース会社の例ではリースアップ物件が最終処分まで処理されたことを確認した後、マニフェスト情報を情報処理センターよりダウンロードして、社内の資産管理システムに取り込みます。

取り込んだマニフェスト情報の連絡番号欄にリース物件の契約番号が入力されているため、社内の資産管理システムで自動的に資産の除却が行われ、事務の効率化が図られています。

**●JWNETと社内システムの連携**

マニフェスト登録する際、社内システムとリンクするために、JWNETの連絡番号欄にリース物件の契約番号等を入力します。 → 社内システムに電子マニフェスト情報を取り込み、廃棄物情報を一元管理

**●排出事業者の登録画面**

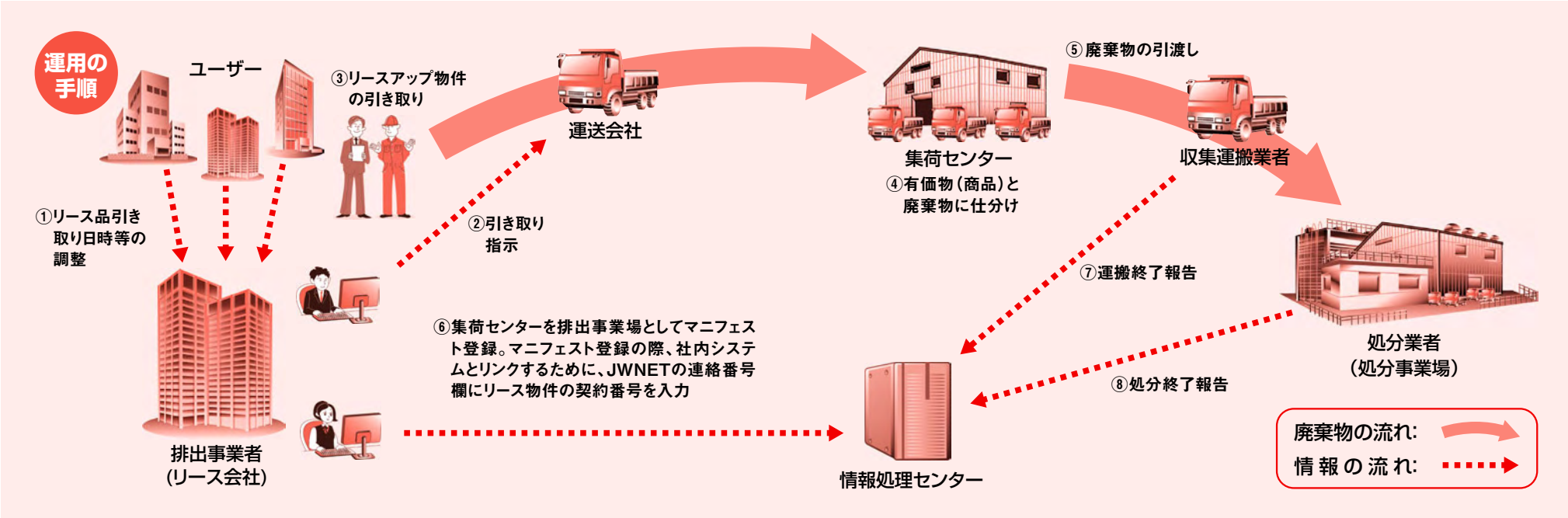

# 事例3 建設会社（ゼネコン）における電子マニフェストの運用

## ASPを活用して社内システムと連携

建設会社（ゼネコン）は委託先処理業者と連携し、携帯電話を活用して電子マニフェストの運用を行っています。

建設工事から排出される廃プラスチック類、木くず、がれき類等の廃棄物を建設工事現場（排出事業場）から携帯電話を活用して、効率的にマニフェスト登録を行っています。建設現場から登録された情報や処理業者からの処理終了報告が、建設会社（本店・支店）の廃棄物管理システムに取り込まれるため、迅速かつ一元的に把握可能となり、事務作業が大幅に削減されます。また、処理業者も社内の請求システム等に連動することも可能で、月々の請求業務等が合理化されています。

### ●建設現場から携帯電話でマニフェスト登録

①建設工事現場で、収集運搬業者の運搬担当者は携帯電話を用いて、廃棄物の種類、数量等の情報を入力

②建設現場担当者は、携帯電話に入力された情報を確認し、承認パスワードを入力

入力画面

③パスワード入力後、マニフェスト情報はASPを経由して情報処理センターに登録されるとともに、排出事業者の社内システムにマニフェスト情報が取り込まれるため、建設会社の本社・支店でもリアルタイムに廃棄物の処理状況を把握

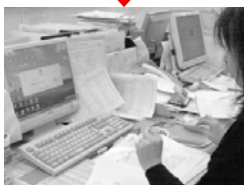

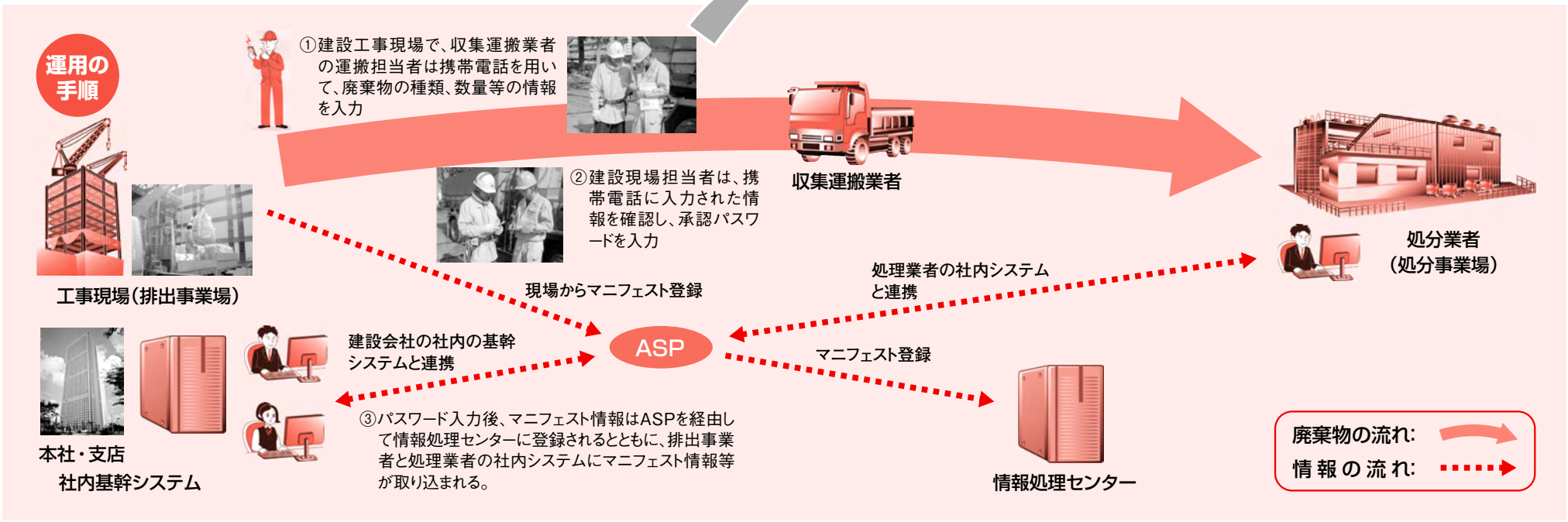

# 事例4 医療機関等における電子マニフェストの運用

## ASPサービスを活用した産業廃棄物の管理

マニフェスト管理のためのASPサービスが提供され、様々な業種で利用されています。

医療機関では廃棄物の形状によって、プラスチック製容器や段ボールに収納されて、排出されますが、個々の容器に貼付けられたバーコード、QRコード、ICタグ等を廃棄物の収集段階、処分施設への搬入段階、処分終了の段階で収集運搬業者、処分業者が携帯端末または固定端末で読み取り、その状況をASPサービスに送信することにより産業廃棄物の追跡管理を行う仕組みとなっています。

「ASP」とは「Application Service Provider」の略でインターネットを通じて顧客にビジネス用アプリケーションをレンタルするサービスのことを言います。

「QRコード」とは、二次元コードの一種で、白と黒の格子状のパターン化されたバーコードにより情報を表したものです。QRは“Quick Response”に由来しています。

「ICタグ」とは、荷札のような小さなものに集積回路（IC）を組み合わせたもので、「電子荷札」を意味します。アンテナを格納しており、データを読取装置などと無線でやりとりする。医療廃棄物容器にICタグを貼り付けて、廃棄物の流れを監視する仕組みが一部実用化されています。

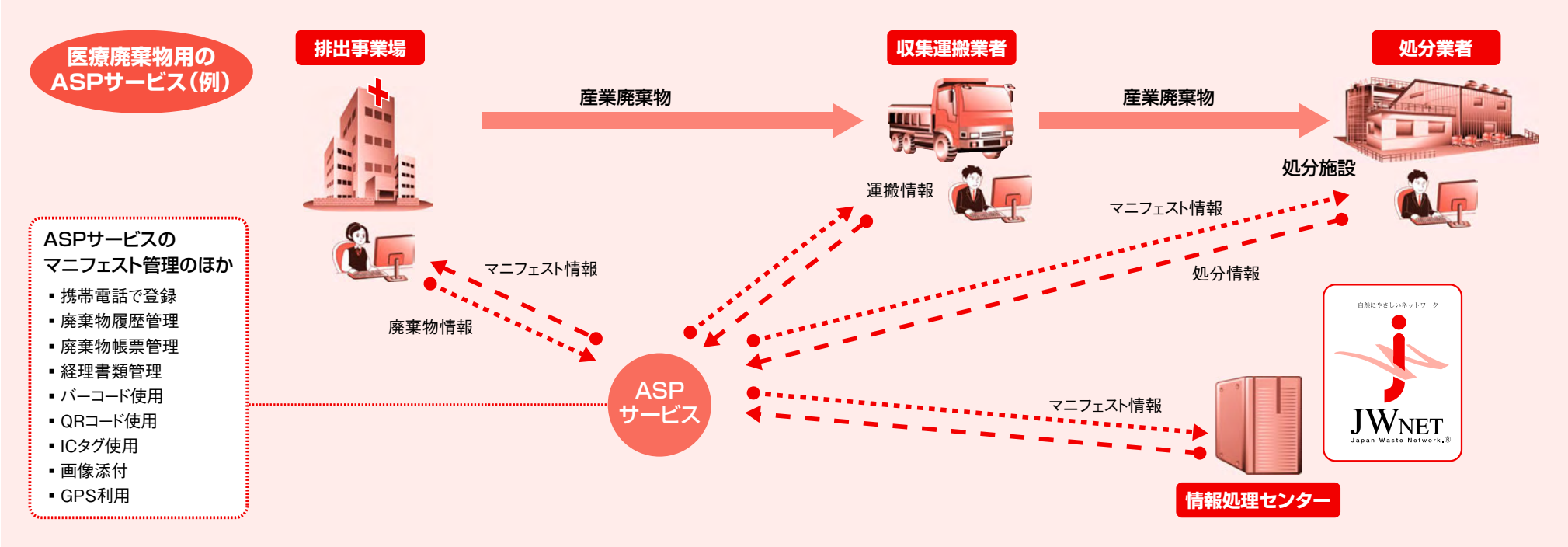


資料：環境ASP協議会

# マニフェスト情報を社内業務や帳簿作成等に活用

## マニフェスト情報はダウンロード（CSVデータ）したり、「受渡確認票」「一覧表」などの伝票として印刷可能

### ●社内での月次報告書等に活用

電子マニフェストシステムに登録したマニフェスト情報は、CSVデータとしてダウンロードすることができます。CSVデータをエクセル等の表計算ソフトで編集することができますので、社内の環境報告書や月次報告書、請求業務などに活用することができます。

### ●各種帳簿の作成

収集運搬業者、処分業者等は、法令で定める帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。（特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は自己処理分のみ）
※帳簿は法令で規定する記載事項が網羅されていれば様式は問われません。

### 電子マニフェスト情報を活用した帳簿の作成例

**❶CSVデータを活用**

法令で定められた帳簿記載事項をダウンロード（CSVデータ）して加工・保存できます。

**❷受渡確認票を活用**

電子マニフェストシステムから印刷できる「受渡確認票」を利用して帳簿作成ができます。
※受渡確認票の記載内容が、法令に定められた必要事項を網羅していることが前提で不足事項は追記が必要になります。

### ●マニフェスト情報の照会一覧

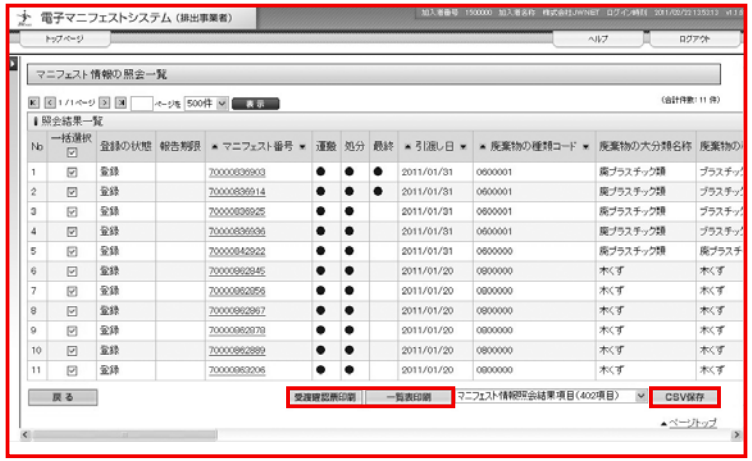


※マニフェスト情報の照会一覧から各伝票印刷・CSV保存ができます。



# 公共工事等の廃棄物処理実績確認として活用

公共工事では、竣工検査時等において、廃棄物処理実績の確認のため、紙マニフェストの提出が求められています。

公共工事で、電子マニフェストを利用している場合については、国土交通省通知（平成17年9月12日付け各地方整備局宛「産業廃棄物の処理の確認について」（59ページ参照））により、産業廃棄物の適正処理の確認を監督職員が行う際には、電子マニフェストの内容を確認することによって対応可能とされています。

### ●マニフェスト情報登録証明（無料）

マニフェスト情報を情報処理センターが抽出し、デジタル署名入りのPDFファイルを作成します。このPDFファイルにより情報処理センターにマニフェスト情報が登録されていることを証明するサービスです。

電子マニフェストシステムから加入者が申込みを行い、登録証明の作成完了後システムからダウンロードできます。

### ●電子媒体提供サービス（有料）

マニフェスト情報を情報処理センターが抽出し、電子媒体（CD-R）に収録して作成するサービスです。電子媒体には、電子マニフェスト利用証明（処理実績証明）として活用いただけるよう、証明シールを貼付するとともに、収録した内容を記載した書面を添付し、データが改ざんできない工夫をしています。

電子マニフェストシステムから申込みを行い、情報処理センターで作成後、郵送いたします。（利用手数料は郵送料込みで、3,675円(税込)）詳細はJWNETホームページをご覧下さい。

電子媒体提供サービス（CD-R）

### ●受渡確認票を印刷して利用

電子マニフェストシステムから、当該工事現場の受渡確認票を印刷して利用できます。

# 操作方法習得ツール

## JWNETホームページで実際の操作を体験できるツールを提供

**●Web方式操作ガイド（ムービーガイド）**

システムの操作方法を音声と映像でわかりやすく説明していますので、ぜひ操作の習得にお役立てください。

**●デモシステム**

排出事業者、収集運搬業者、処分業者のそれぞれの立場で、実際の操作を体験することができます。

※デモシステムで入力した情報は、実際の電子マニフェストシステムには反映されません。

○申込方法

JWNETホームページより、デモシステム利用の申込みを行ってください。

○利用期間

申込日より30日間（無料）

○利用日時

月曜日から金曜日の午前9:00～午後5:00

**JWNETホームページ**

■「収集運搬業者、処分業者の検索」ができます。

■「Web方式操作ガイド」及び「デモシステム」を利用できます。



# 加入者情報検索

## JWNETホームページで加入者の検索が可能

**●収集運搬業者、処分業者の検索**

JWNETホームページの「加入者情報検索」のメニューから、収集運搬業者・処分業者を検索することができます。（承諾済みの加入者のみ）

検索条件を入力すると、都道府県ごとの処理業者の加入者名、許可番号、許可主体等を確認することができます。

**●処理業者の検索結果画面**

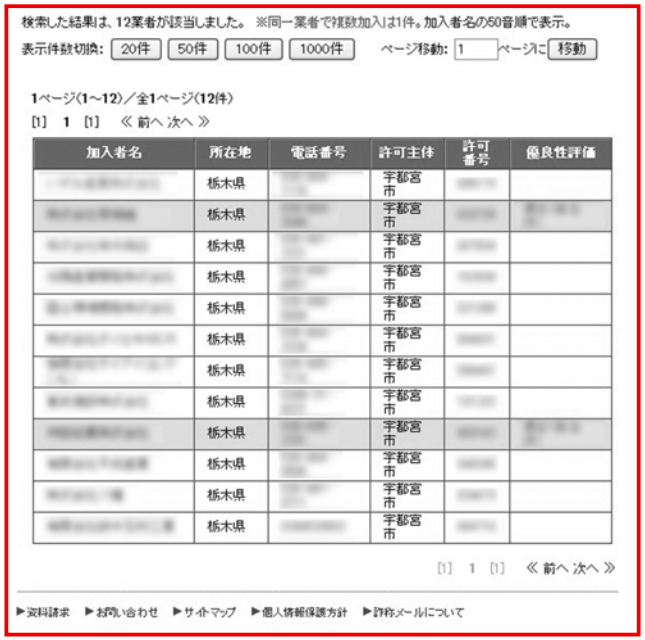


処理業者の公開情報

- ●加入者の名称
- ●所在地（都道府県）
- ●電話番号
- ●許可主体（許可を取得している都道府県・政令市）
- ●許可番号（統一許可番号下6桁）
- ●優良性評価制度の適合状況（情報開示システムにリンク）

# 電子マニフェスト加入手続き等

加入申込は、JWNETホームページ（http://www.jwnet.or.jp/jwnet/）のWebフォームからお申込いただくか、または加入申込書を郵送により提出してお申込いただく方法のがあります。

加入申込書はJWNETホームページかまたは各都道府県産業廃棄物協会より入手することができます。

お申込みから１週間程度で手続きが完了し、情報処理センターより加入証等を送付いたします。

※各都道府県産業廃棄物協会の問合せ先は、69ページを参照してください。

## ●申込みの流れ

**加入申込み** 郵送

加入申込書を郵送してください。

※EDI方式をご利用の場合は別途申込みが必要です。詳細はホームページでご確認ください。

**加入手続き** 郵送

申込み内容の登録後、加入証／加入申込内容のお知らせ／操作手順等の書面を郵送いたします。

※手続きには１週間程かかります。

**ご利用開始**

加入契約成立日よりJWNETの利用を開始することができます。

## ●利用時間

毎日（午前４時～翌日午前１時までの21時間）利用可能

ただし、システムメンテナンスとして、年２回（1月1日と8月15日の終日）は運用を停止します。

※EDI方式の場合、午前４時～翌日午前０時までの20時間利用可能



## ●加入の単位

| | |
|---|---|
| 排出事業者 | 排出事業場単位。排出事業場を管轄する本社、支店、営業所等の単位でも加入できます。 |
| 収集運搬業者 | 業者単位。支店等の単位でも加入できます。 |
| 処分業者 | 処分事業場単位。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、１事業場とすることができます。 |

※加入は、委託契約している事業者毎に行う必要はありません。1つの加入者番号で複数の事業者と利用できます。

## ●排出事業者　料金表

（税込）

| 利用区分 | A料金 | B料金 | 少量排出事業者団体加入料金（C料金）注1) |
|---|---|---|---|
| 加入料（加入時のみ） | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 |
| 基本料 注3)（1年間） | 25,200円 | 2,100円 | 不要 |
| 使用料（登録情報1件につき） | 10.5円 | （66件まで無料）67件から 31.5円 | 31.5円 |
| 利用区分の目安となる年間登録料 | 1,200件以上 | 1,199件以下 | — |

※マニフェストの年間登録件数に応じて、利用区分（A料金、B料金、C料金）を選択してください。加入時に選択した利用区分は毎年4月1日に変更することもできます。（1ヶ月前に変更申請が必要です。）

注1）少量排出事業者団体加入料金（C料金）は、「排出事業者が30者以上集まって加入する」、「利用代表者が団体で加入した加入者の利用料金を一括して支払う」、「情報処理センターからの連絡先は利用代表者とする」などの条件を満たす必要があります。詳細はJWNETホームページの「各種申請一覧」の「団体加入者関連」をご覧ください。

## ●収集運搬業者　料金表

## ●処分業者　料金表

（税込）

| 利用区分 | 収集運搬業者 | 処分業者 注2) | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | ①処分報告機能のみ | ②処分報告機能＋2次登録機能 | | ③2次登録機能のみ | |
| | | | A料金 | B料金 | A料金 | B料金 |
| 加入料（加入時のみ） | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 | 3,150円 |
| 基本料 注3)（1年間） | 12,600円 | 12,600円 | 25,200円 | 12,600円 | 25,200円 | 2,100円 |
| 使用料（登録情報1件につき） | — | — | 10.5円 | （66件まで無料）67件から 31.5円 | 10.5円 | （66件まで無料）67件から 31.5円 |

注2）① 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。
② ①の機能と併せて、中間処理後の残さを電子マニフェスト登録（2次マニフェスト）する機能の料金です。（A料金、B料金を選択）
③ 中間処理後の残さを電子マニフェスト登録（2次マニフェスト）する機能のみの料金です。（A料金、B料金を選択）

注3）基本料は、4月から翌年の3月末までの期間に適用されます。年度の途中で加入する場合、初年度の基本料は月割りとなります。